

第一号議案

中央支援学校への学校運営協議会の設置について
学校運営協議会を設置する学校として左記のとおり設置する。
令和六年二月二十八日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者
教育委員 岩 崎 哲 朗

設置学校	大分県立中央支援学校
------	------------

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）の規定により、県立中央支援学校に学校運営協議会を設置したいので提案する。

学校運営協議会を設置する県立学校の設置について

令和6年2月28日

特別支援教育課

下記のとおり、中央支援学校を学校運営協議会を設置する学校として設置する。

1 設置学校 大分県立中央支援学校

2 設置根拠

(1) 規則関係 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

第二条 法第四十七条の六第一項の規定により、大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。

(2) 設置理由

● 背景

- ・令和5年6月より、地域住民や保護者代表、学校の教育内容に関連が深い団体代表者、障がいのある児童生徒の教育等について高い見識や専門知識を有する方などを委員とする「開校支援委員会」を発足し、開校に向けて、教育課程等を含め学校運営について協議を行うなど、地域住民や保護者等による学校運営への参画等が進んでおり、学校運営協議会を導入する支援体制が整っている。

● 学校運営協議会で目指すもの

- ・テーマ「地域で自立・社会参加する児童生徒の確かな学びの実現」
- ・将来の自立・社会参加に向けて、地域の関係機関と連携した取組を進めることで、教育課程の改善や障がいのある人への理解促進、公共施設等の利便性の向上を図る。

3 今後の予定

令和6年4月1日 学校運営協議会 設置

学校運営協議会委員推薦書の提出

令和6年5月 第1回学校運営協議会（「任命書」の交付）